

地域学校協働活動推進員（学校コーディネーター）設置要綱

（趣旨）

第1条 本要綱は、八王子市立小・中・義務教育学校に設置する地域学校協働活動推進員（学校コーディネーター）（以下「推進員」という。）について必要な事項を定める。

（委嘱）

第2条 推進員の委嘱は、校長からの推薦を受け、教育委員会が行う。

2 推進員の任期は、委嘱を受けた日から、その日が属する年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

（役割）

第3条 推進員の役割は、次のとおりとする。

- (1)教育委員会や学校の運営方針に沿った、学校における地域住民等による学校運営を支援するボランティア活動（以下「学校支援活動」という。）に関する総合調整。
- (2)学校支援活動の担い手となる地域人材の発掘を目的とした、学校支援ボランティア人材バンク事務局との連携や、地域及び関係団体等との関係構築、学校支援活動の地域等への啓発・情報発信等。
- (3)学校や学校運営協議会、地域住民等で構成される地域学校協働本部との連携や情報共有等。
- (4)その他教育委員会が必要と定めたもの。

（遵守事項）

第4条 推進員は、活動にあたって次の事項を遵守しなければならない。

- (1)教育委員会や学校の運営方針に沿って意欲的に活動すること。
- (2)政治的・宗教的中立性に基づいて活動すること。
- (3)活動中に知り得た個人情報や組織情報等についての漏洩及び目的外利用等を行わないこと。その職を退いた後も同様とする。

（委嘱の解除）

第5条 教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、任期の満了前であってもその委嘱を解くことができる。

- (1)第4条各号に違反したとき。
- (2)本人からの申し出があったとき。
- (3)その他推進員として相応しくない行為等が明らかになったとき。

（謝金）

第6条 教育委員会は、第3条に基づく推進員の活動に対して、謝金を支給することができる。

2 謝金の額及び支給に関することについては別にこれを定めるものとする。

（補足）

第7条 本要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則 この要綱は、令和6年（2024年）2月13日から施行する。